

個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、北九州市が行う保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 保有個人情報該当性に関する判断基準

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2～5 略

1 「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは

法第2条第11項第2号により、「行政機関等」には地方公共団体の機関（議会を除く。）が含まれるため、実施機関の職員がこれに当たる。したがって、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

なお、職務には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の事務の補助執行として処理している事務等を含む。

2 「個人情報」とは

法第2条第1項に規定する情報をいい、既に死亡している個人に関する情報は「個人情報」には含まれない。なお、「個人情報」には、刊行物等によって公になっている情報映像、音声による情報も含み、暗号化等により秘匿化されているかどうかを問わない。

また、同項にいう「個人に関する情報」には既に死亡している個人も含み、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

3 「組織的に利用する」とは

作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。したがって、職員が単独で作成し、又は取得した備忘録等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの等はこれに該当しない。

4 「行政機関等が保有している」とは

実施機関が当該個人情報を事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

5 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは

実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに記録されている個人情報に限ることをいう。したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）第16条各号に規定する、官報、新聞、書籍等や、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館等で特別の管理がされている文書に記録されている個人情報も、これらが地方公共団体等行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第2 不開示情報該当性に関する判断基準

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

□ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 略

五 略

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 略

北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和5年北九州市条例第2号。以下「施行条例」という。）

（条例で定める開示情報及び不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する部分及び事項に該当する部分を除く。）とする。

2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。）とする。

開示請求に係る地方公共団体等行政文書に記録されている個人情報が開示情報に該当するかどうかの以下の基準による判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報とは、例えば、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報や、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親権者が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合の当該告発等の情報をいう。

開示することにより、本人に深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

(1) 法第78条第1項第2号本文

ア 「開示請求者」とは、代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、当該本人をいう。したがって、「開示請求者以外の個人」とは、本人以外の者を意味する。

イ 「個人に関する情報」は、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

ウ 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて含まれる。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することができない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合をいう。このとき、照合の対象となる「他の情報」とは、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報を指す。

なお、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」には含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報取り扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等も視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

オ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法第78条第1項第2号イ

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を開示すること、又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

(3) 法第78条第1項ロ

開示請求者以外の個人に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることに留意しつつ、個別の事案に応じて慎重な検討を行う必要がある。

(4) 法第78条第1項ハ及び施行条例第4条第1項

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、勤務評価の内容等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員等個人の私的な情報は含まれない。

3 法人等に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

(1) 法第78条第1項第3号本文

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第1項第3号の対象外として、その事務又は事業に係る情報は、同項第7号の規定に基づき判断することとなる。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人その他の団体の組織や事業に関する情報

(イ) 法人その他の団体の権利利益に関する情報

(ウ) ア及びイに掲げるもののほか法人その他の団体との関連性を有する情報

(エ) 法人その他の団体の構成員に関する情報（法第78条第1項第2号該当性も検討）

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業に関する情報であって、法人その他の団体に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 法第78条第1項第3号ただし書き

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、当該情報を不開示にすることによって保護される法人その他の団体又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合をいう。

なお、現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。法人その他の団体又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害などの発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 法第78条第1項第3号イ

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など、法的保護に値する権利一切を含む。

イ 「競争上の地位」とは、法人その他の団体又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人その他の団体又は事業を営む個人にはさまざまな種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

(4) 法第78条第1項第3号ロ

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関の要請を受けずに、法人その他の団体又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人その他の団体又は事業を営む個人の側から開示しないとの要件で提示され、行政機関において合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた場合も含まれる。

イ 「行政機関等の要請」には、法令又は条例に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

ウ 「開示しない」とは、第三者に対して当該情報を提供しないという意味であり、法及び情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことも当然含まれる。また、特定の行政目的以外には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

エ 「条件」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。なお、これらは双方の合意によって成立し、条件を設ける方法には、黙示的なものも含まれる。

(ア) 行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れる場合

(イ) 法人その他の団体又は事業を営む個人側から行政機関等の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出る場合

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人その他の団体又は事業を営む個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人その他の団体又は事業を営む個人が属する業界における通常の見解をいう。

カ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報がすでに開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しない。

4 審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準

(1) 対象となる情報は、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたものをいう。

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策などの選択肢に関する自由討議等

イ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

ウ 審議会等又は行政機関等が開催する有識者などを交えた研究会等における審議及び検討

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続きの確保を保護利益とするものである。

- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。
- (5) 上記(2)から(4)までにおける「不当に」とは、審議、検討又は協議の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることをいう。予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量した上で行う。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、次のような場合には不開示情報に該当し得る。
- ア 当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合
 - イ 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討又は協議の過程が重層的、連続的な場合
 - ウ 当該審議、検討又は協議に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討又は協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

(1) 法第78条第1項第7号本文

- ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。
- イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。
- ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものを必要とし、「おそれ」の程度も、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られる。

(2) 法第78条第1項第7号イ

- ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- イ 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- ウ 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。
- エ 他国若しくは国際機関との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国若しくは国際機関との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれを

いう。

オ 他国若しくは国際機関との「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国若しくは国際機関との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

(2) 法第78条第1項第7号ロ

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいい、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

イ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の施行を中心としたものを意味する。

(3) 法第78条第1項第7号ハ

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の成否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことが該当する。

オ 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金をとることをいう。

カ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、具体的には、監査などの対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる場合

(イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがある場合

(ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるような場合

(4) 法第78条第1項第7号ニ

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申し立てその他の法令に基づく不服申し立てをいう。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、国、独立行政法人等、地上公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合

(イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがある場合

(5) 法第78条第1項第7号ホ

ア 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合

イ 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に侵害するおそれがある場合

(6) 法第78条第1項第7号ヘ

人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれをいう。

(7) 法第78条第1項第7号ト

企業経営という性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものをいう。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第3 部分開示に関する判断基準

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 法第79条第1項

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」には、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を当該部分の内容がわからないように黒塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に黒塗りをして再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されている

が、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

- (3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的な裁量にゆだねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示することとならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さなどを考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば不開示義務に反するものではない。

2 法第79条第2項

- (1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。
- (2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかがわからなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第4 裁量的開示に関する判断基準

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合か、法第78条第1項各号の規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量により行う。

第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

(保有個人情報の存否に関する情報)

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるか否かにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、実質的に不開示情報を開示することになる場合をいう。

2 処分の理由について

当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合、行政手続法第8条の規定に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否する必要がある情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第6 訂正決定等の審査基準

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 略

3 略

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 訂正請求の対象となる保有個人情報（法第90条第1項）

(1) 訂正請求の対象となる保有個人情報は、「自己を本人とする保有個人情報」であって、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」又は「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」に限られる。

(2) 訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。

2 訂正をする旨の決定（法第92条）

全部又は一部を訂正する旨の決定は、調査などの結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるか否かを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明ら

かな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 訂正しない旨の決定

訂正しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正に関して、法以外の法令又は条例の規定により特別の手続きが定められている場合
- (2) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われれば、原則として、訂正請求者に補正を求める。
- (3) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合
- (4) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた訂正請求でない場合
- (5) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合
- (6) 訂正をすることが当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- (7) 調査等の結果、判明した事実が、請求時点において実際に記録されている内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第7 利用停止決定等の審査基準

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 略

3 略

(保有個人情報の利用停止義務)

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 利用停止請求の対象（法第98条第1項）

(1) 利用停止請求の対象となる保有個人情報は、「自己を本人とする保有個人情報」であって、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」又は「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」に限られる。

(2) 法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(3) 法第63条の規定に違反して取り扱われているとき

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により保有個人情報を利用している場合をいう。

(4) 法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき

偽りその他不正な手段により取得した場合をいう。

(5) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(6) 法第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

2 利用停止する旨の決定（法第100条）

(1) 「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときをいう。その判断は、当該行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

(2) 利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものであり、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

(3) 利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益とより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合には利用停止を行う義務は負わない。

3 利用停止しない旨の決定

利用停止しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止に関して、法以外の法律又は条令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条

第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求める。

- (3) 法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合
- (4) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合
- (5) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (6) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合